

令和2年度（2020年度）

中小企業・小規模事業者関係 税制改正について

令和元年12月

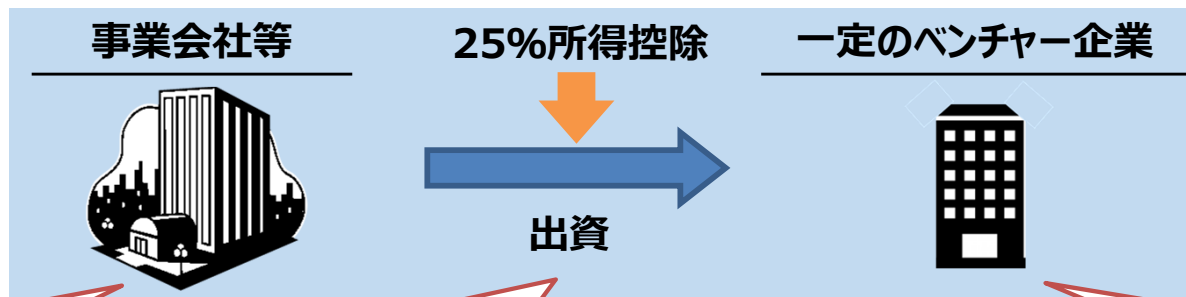
中小企業庁

オープンイノベーション促進税制の創設 (法人税、法人住民税、事業税)

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、**25%の所得控除**を講ずる。

改正概要

【適用期限：**令和3年度末**まで】



<出資を行う企業要件>

- ① **国内事業会社**
又は
- ② **国内事業会社によるCVC(注1)**
(※)事業会社又はその子会社が運営し、持分の過半数以上を所有するファンド等

<行為要件>

- ① **1件当たり1億円以上**の大規模出資
中小企業からの出資は1,000万円以上
(※)海外ベンチャー企業への出資は5億円以上
- ② 株主間の株式売買ではなく、**ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資**
(※)発行済株式の取得は対象外
- ③ 一定の控除上限
- ④ **一定期間(5年間)の株式保有(注2)**

<出資を受けるベンチャー企業要件>

- ① **新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場ベンチャー企業**
(※)新設企業は対象外
- ② **出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業**



- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)

(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

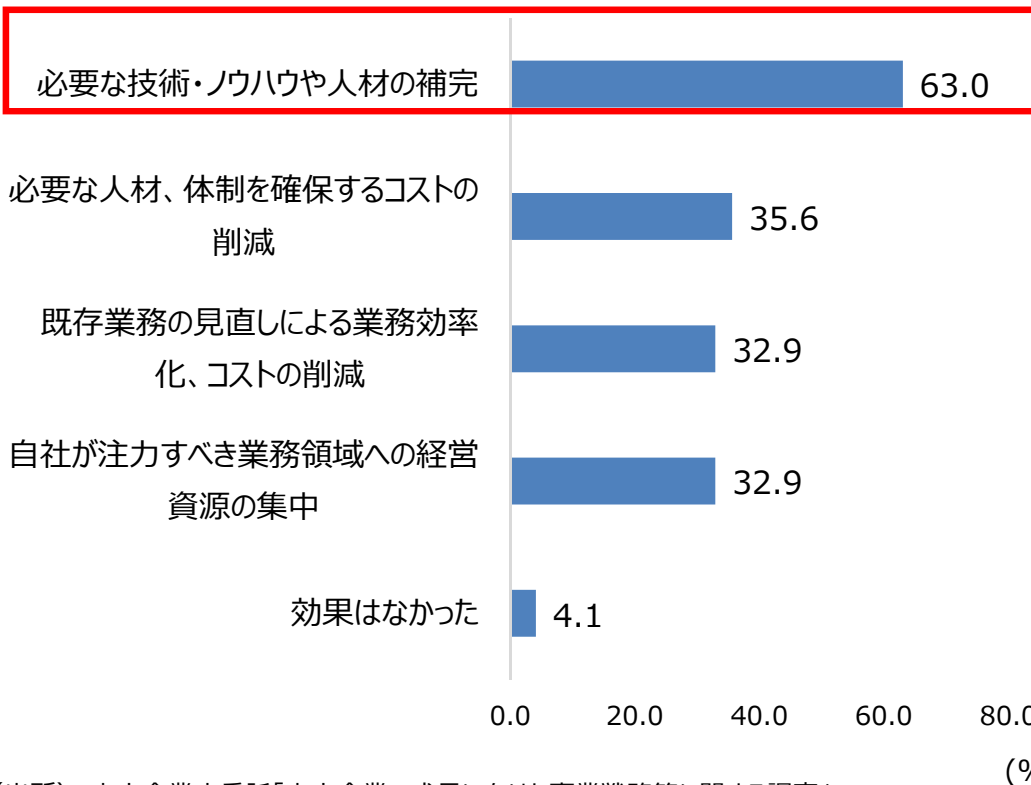
(注2) 5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

(参考) 中小企業におけるベンチャー出資を通じたオープンイノベーションの重要性

- 中小企業において、自社の経営資源の不足を外部リソースで補う取組は、技術やノウハウ面等において、一定の効果を発揮。中小企業にとっても革新的な技術を有するベンチャー企業とのオープンイノベーションは重要。
- 他方、ベンチャー企業との製品の共同開発においては最低1千万円程度、共同事業の立ち上げには最低数千万円～1億円が必要とされており、オープンイノベーション促進のためには、一定規模以上の出資を通じたオープンイノベーションを促進していくことも重要。

<中小企業が外部リソースの活用により得られた効果>

(n=73)



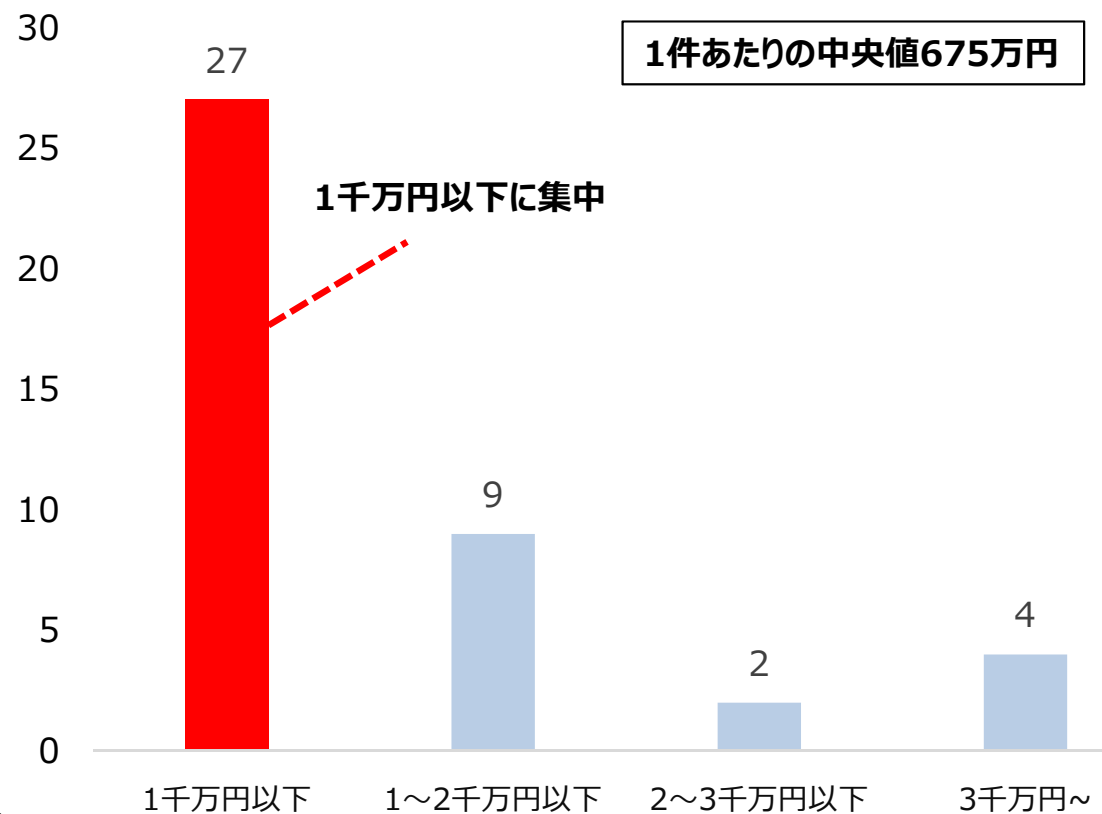
(出所) 中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」
(2016年11月、(株)野村総合研究所)

(注) 1. 新事業展開に成功した企業のみ集計している。
2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

(件)

中小企業のベンチャー投資金額の分布

n=42



(資料) 日本商工会議所
「創業・第二創業の活性化に向けた新規設立企業における資金調達に関する調査」

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制） （所得税・個人住民税）

- 創業間もないベンチャー企業にとって資金調達は依然大きな課題。
- そのため、12年ぶりにエンジェル税制を見直し、時代の変化に対応した制度とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
- 具体的には、対象ベンチャー企業の拡大や多様な層の投資家が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

改正事項① 対象企業要件を、設立後3年未満から5年未満へ改正

製品やサービス開発等の高度化を背景に、高度な技術を要し開発期間が長期化するベンチャー企業が増加
→長期に渡る研究開発により**黒字化に時間を要している企業への資金供給を促進**

改正事項② 経済産業大臣認定制度の拡充

エンジェル投資家の裾野拡大を背景に、ベンチャー企業の目利きができる事業者の認定制度を拡充
認定事業者を経由した投資については企業の要件確認を簡素化
→**認定ファンドおよび新たに認定対象とする株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の促進**

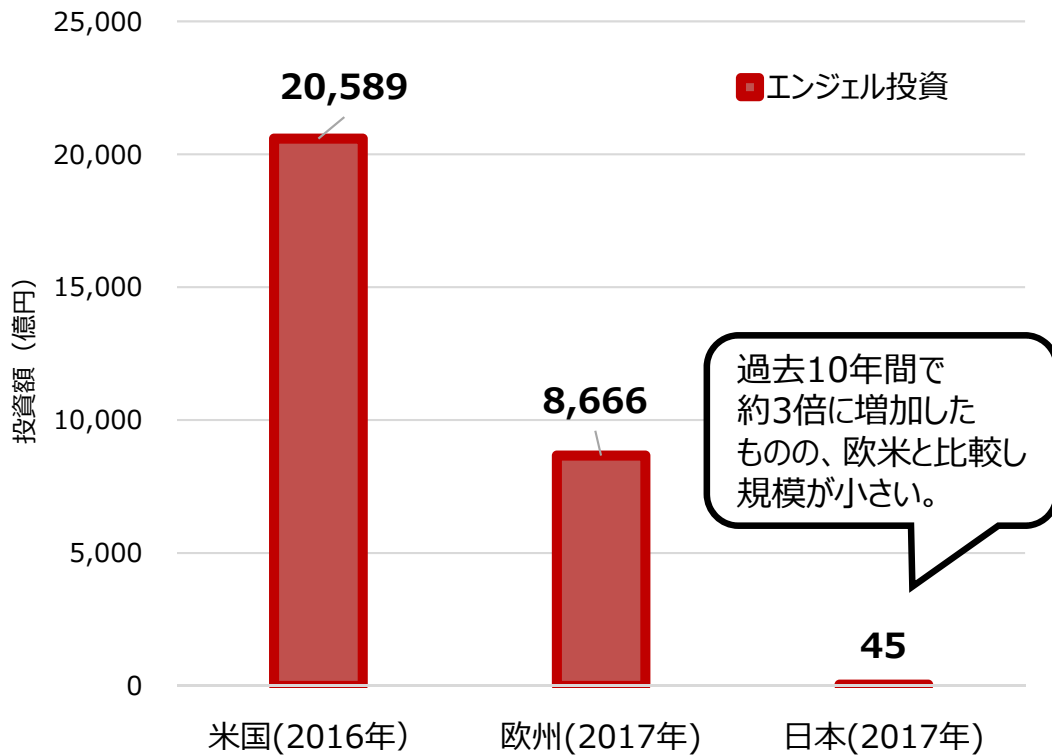
改正事項③ 申請手続きの重複を改善

ベンチャー企業が都道府県に行う申請書類の重複を改善し、申請手続きの効率化を行う。

(参考) 創業間もない企業のニーズと日本のベンチャー投資について

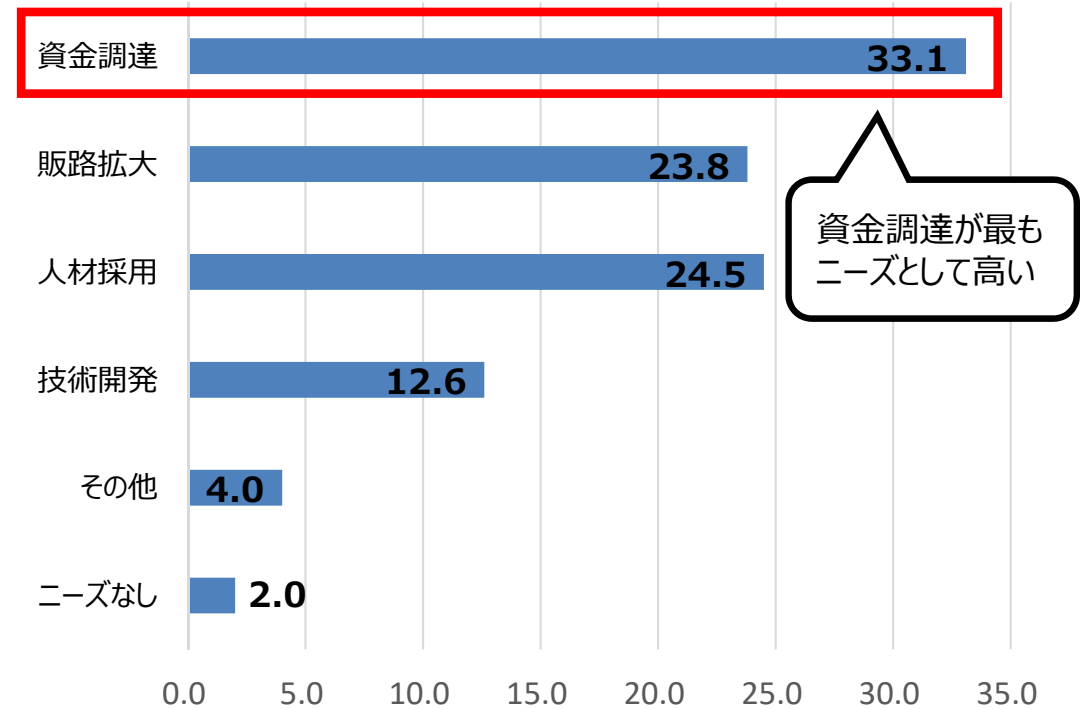
- 創業後間もない企業にとって『資金調達』は依然大きな課題。個人のベンチャー投資は、過去10年で約3倍になったものの、諸外国と比較し圧倒的に規模が小さい。

<エンジェル投資額の各国比較>



米国 : Angel Capital Association等
英国 : The European Trade Association for Business Angels等
日本 : エンジェル税制活用実績より

<設立5年以内のベンチャー企業を対象とした現在あるいは近い将来の経営ニーズ>



(資料) 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2018」

(参考) エンジェル税制概要 (投資した年に受けられる所得税の優遇措置について)

- 創業から間もない会社に出資する個人がその株式投資額を総所得・株式譲渡益から控除できる制度。下記優遇措置Aまたは優遇措置Bのどちらか一方を選択し、投資を行った年に税優遇を受けられる。*1

【優遇措置A】

1. 優遇措置の内容

- 株式投資額の所得控除による減税

2. 投資先企業の要件

- 設立3年未満の中小企業⇒5年未満の中小企業に拡充

※3年以上～5年未満の企業は、後述の「新しい事業活動をする会社」要件のうち②④を満たす必要あり

- 営業キャッシュフロー赤字

- 新しい事業活動をする会社であること*2

- ①新事業活動従事者等が2名以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上
- ②試験研究費等比率5%超 (⇒3%から引上げ)
- ③売上高成長率が25%超
- ④外部株主の割合が1/6超

- 大企業の子会社等でないこと

3. 控除上限金額

- 控除対象となる投資額の上限は以下のいずれか低い方

- ①総所得金額の40%
- ②800万円(⇒少額投資増加を背景に1,000万円から引下げ)

【優遇措置B】

1. 優遇措置の内容

- 株式投資額の株式譲渡益からの控除による減税

2. 投資先企業の要件

- 設立10年未満の中小企業
- 新しい事業活動をする会社であること*2

- ①新事業活動従事者等が2名以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上
- ②試験研究費等比率3%超、5%超
- ③売上高成長率が25%超
- ④外部株主の割合が1/6超

- 大企業の子会社等でないこと

3. 控除上限金額

- 控除対象となる投資額の上限なし

等

等

●エンジェル税制申請から確定申告までの主な流れ



*1 対象株式の売却時に生じた損失についても別途優遇措置あり。

*2 適用される要件は設立経過年数等により①～④の範囲内で異なる。

(参考) 経済産業大臣認定制度の拡充について

- 通常ベンチャー企業は最大20種類程度の書類にて都道府県へ企業要件の確認申請を行う必要があるところ、現行、ベンチャー企業に対し、指導・支援能力を有するファンド（＝投資事業有限責任組合）については、経済産業大臣認定制度により要件面の一部が緩和されている（優遇措置Bに限る）。
- 指導・支援能力を有する事業者を通じたベンチャー投資を促進するため、令和2年度改正により、**経済産業大臣認定制度の対象を優遇措置Aにも拡大する**ほか、新たに**株式投資型クラウドファンディング事業者を追加する**。

(課題)

- ・ 利用者の多い優遇措置Aでは都道府県への確認申請が必須の手続きであった。
- ・ 近年、投資手法として台頭したクラウドファンディングについても、別途エンジェル税制の対象となるか都道府県への確認申請が必要であった。

◎ 改正後の確認事務を行う者

優遇措置A

- ・ 都道府県
- ・ 認定ファンド **追加**
- ・ 認定クラウドファンディング事業者 **追加**

優遇措置B

- ・ 都道府県
- ・ 認定ファンド
- ・ 認定クラウドファンディング事業者 **追加**

改正ポイント①

優遇措置Aでも都道府県以外の確認事務が可能となった。

改正ポイント②

経済産業大臣の認定を受けたクラウドファンディング事業者も確認事務が可能となった。

改正ポイント③

経済産業大臣認定の事業者による確認の場合、試験研究費比率などの成長性要件は不要。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。
- 中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）
- 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する。

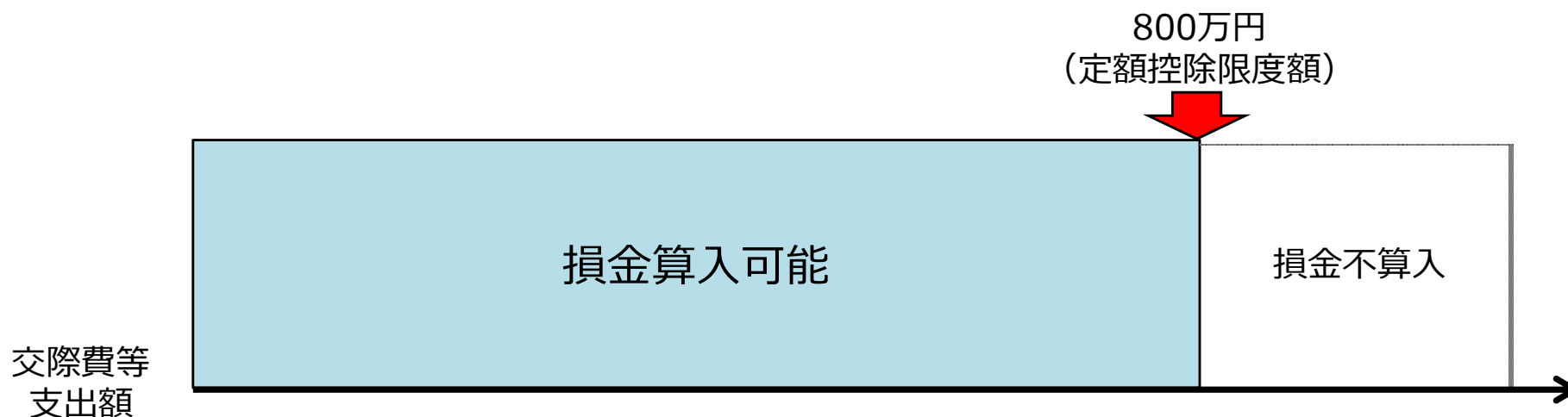
	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注) (残存価額なし)	本則
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能。**
- 販売促進手段に限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費**であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

改正概要

○適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

延長

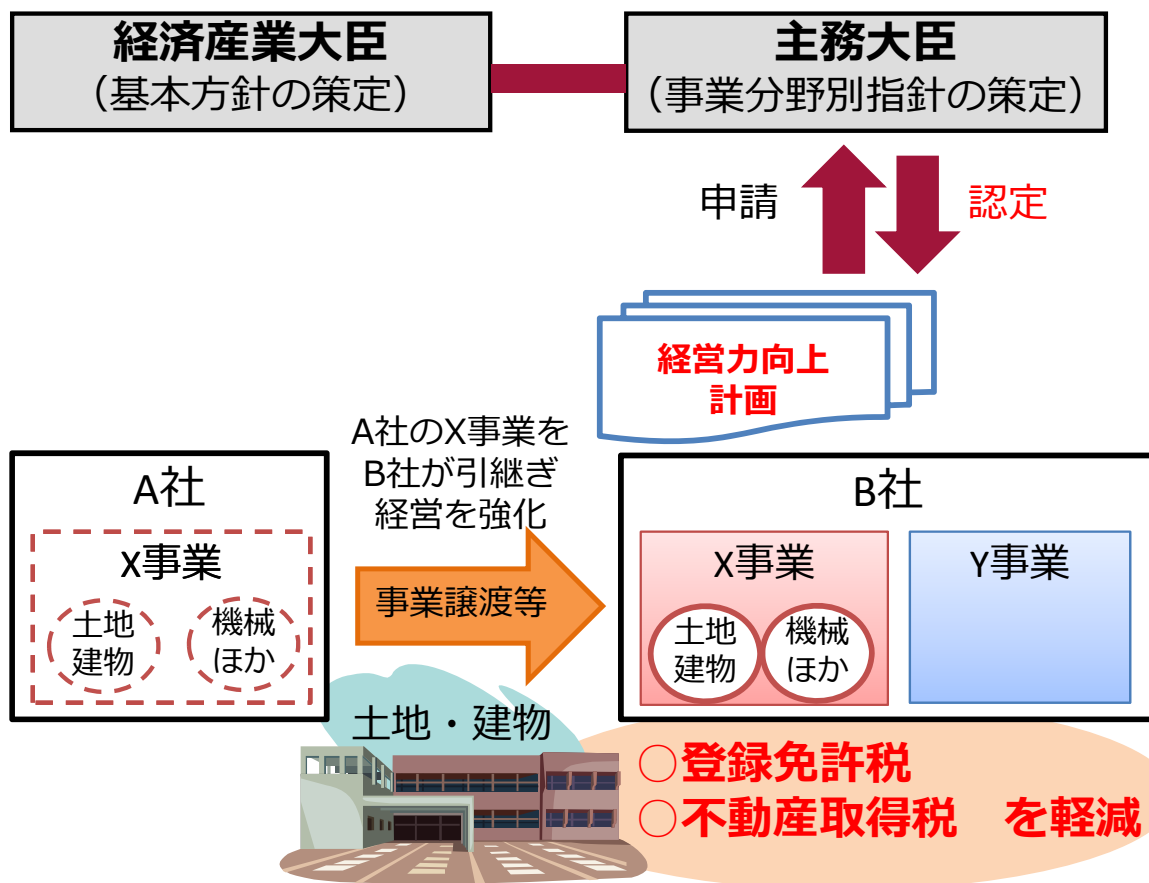
(登録免許税・不動産取得税)

- 後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで次世代への経営引継ぎを加速させる措置について、適用期限を2年間延長する。

改正概要

○適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	1/6減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の 家屋	4.0%	1/6減額相当 (税率にすると3.3%)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

中小企業・小規模事業者関係のその他の項目について

<延長>

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長
(登録免許税)

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

<検討事項>

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討 (所得税、個人住民税)

個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。